

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止のお知らせ  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和7年12月4日

前橋地方法務局桐生支局

登記官 東 有子

記

- 1 手続番号  
第0703-2023-0002号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
みどり市笠懸町鹿1909番3